



## お知らせ

届いていますか、  
新1年生の就学通知書

今年4月に小・中学校へ入学されるお子さまがおられるご家庭に、就学通知書をお送りしています。まだ届いていない場合は、担当までお問合せください。なお、対象者は次のとおりです。

- 小学校…平成23年(2011年)4月2日から平成24年(2012年)4月1日までに生まれた方
- 中学校…平成30年(2018年)3月に小学校卒業見込みの方

また、国立・私立の学校及び市立咲くやこの花中学校(注)へ入学される場合は、その学校が発行する「入学許可証」と「印鑑」を持って、担当へお届けください。(注)市立咲くやこの花中学校は別途、学校から指示があります。

**問合せ** 市民協働課(教育支援)  
4階41番 ☎6308-9414

後期高齢者医療高額医療・高額  
介護合算制度における平成28  
年度分の申請勸奨通知の発送

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が1年間(平成28年8月1日から平成29年7月31日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、年間自己負担限度額を超える被保険者の方に対し、1月下旬に大阪府後期高齢者医療広域連合から申請勸奨通知を発送します。

書類が届いた方は、申請をすることによりその超えた金額が支給されますので、必要事項をご記入・捺印のうえ、同封の封筒にて返送してください。

**問合せ** 窓口サービス課(保険年金)  
4階43番 ☎6308-9956

障がいのある方等の市営交通  
乗車証及びタクシー給付券の  
更新手続き

有効期限が平成30年3月31日までの市営交通乗車証またはタクシー給付券をお持ちの方の更新手続きは平成29年から5年ごとに行うことになりました。

次の更新手続きは、平成33年度に

➤ 行う予定です。それまでは有効期限が1年間の市営交通乗車証またはタクシー給付券を毎年3月下旬にお送りしますので、更新手続きは不要です。

**問合せ** 精神障がい者保健福祉手帳・被爆者健康手帳をお持ちの方  
保健福祉課(健康づくり) 2階22番  
☎6308-9882 ☎6303-6745  
身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの方・特別児童扶養手当(1級)を受給されている方  
保健福祉課(保健福祉) 3階32番  
☎6308-9857 ☎6885-0537

## 特定健診の受診はお早めに!

大阪市国保では、40歳以上の方(年度内に40歳になる方を含む)を対象に、無料で受診できる特定健診を実施しています。対象の方には、緑色の封筒で「受診券」を送付しています。受診券の有効期限は3月末となっており、それまでに受診をお願いします。

**問合せ** 窓口サービス課(保険年金)  
4階43番 ☎6308-9956



## 市税の納期限

個人市・府民税(普通徴収分)の第4期の納期限は1月31日(水)です。

市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

**問合せ** 梅田市税事務所(個人市民税担当)  
☎4797-2953

個人市・府民税の事前申告受  
付会場を開設します

平成30年度分の個人市・府民税の申告受付会場については、2月16日(金)から区役所等にて開設しますが、受付開始日から1週間程度は、例年窓口が大変混みますので、事前申告受付会場を、次のとおり開設します。ぜひご利用ください。

**事前申告会場** 梅田市税事務所

**事前申告受付日時** 2月1日(木)~2月15日(木)(土・日・祝日除く)9:00~17:30(金曜日は19:00まで)  
※所得税の申告に関する受付は行っておりません。

**問合せ** 梅田市税事務所(個人市民税担当)  
☎4797-2953

## 税務署からのお知らせ

● **所得税及び復興特別所得税の確定申告**  
申告書等は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。作成した申告書等はe-Taxを利用して送信するか、印刷して郵送等で提出してください。

● **税理士による所得税等(不動産や株式の譲渡所得の申告相談を除く)の相談会場(無料)が開設されます。**

**開設期間** 2月13日(火)~2月15日(木)

**相談受付時間** 9:30~15:00

※会場の混雑状況により、早めに受付を終了させていただく場合があります。

**開設場所** 梅田スカイビルタワーウエスト22階  
※会場専用の駐車場・駐輪場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

**問合せ** 東淀川税務署 ☎6303-1141(代表)

## 固定資産税の申告書等について

申告書等名称	対象資産	提出期限	提出先
償却資産申告書	事業用機械・器具等の償却資産	1月31日(水)	船場法人市税事務所 固定資産税グループ ※eLTAX(エルタックス)も利用できます。
[住宅用地に関する申告書]又は [住宅用地に関する異動申告書]	平成29年中に住宅の新築・増改築・取り壊しや用途変更があった土地		
[現所有者に関する申告書]	1月1日までに死亡した方が所有者として登記(登録)されている土地や家屋	非課税適用(取消)の 事実発生の日から10 日以内	梅田市税事務所 固定資産税グループ
[非課税適用(取消)申告書]	公共のために利用されている一定の私道など非課税に該当する固定資産		
[土地分割評価届出書]	利用状況により2つ以上に明確に区分できる1筆の土地	随時	

**問合せ** 固定資産税(償却資産)については、船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ ☎4705-2941  
固定資産税・都市計画税(土地・家屋)については、梅田市税事務所 固定資産税グループ ☎4797-2957(土地)・2958(家屋)

**日曜開庁のお知らせ** 1月の日曜開庁 1月28日(日) 9:00~17:30

窓口サービス課 ☎6308-9963 / 転入・転出などの届出、戸籍謄抄本・住民票の写しなどの証明書発行など  
☎6308-9956 / 住民異動に伴う国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療の各種申請・届出など